

令和6年度第2回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和6年5月13日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和6年度第2回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和6年5月13日(月) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和6年5月13日(月) 午後2時38分

4. 出席農業委員(14名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	4番	浅井弘志
5番	蛭沢清子	6番	小野寺正八
8番	中野一男	9番	蛭名修二
10番	蛭名勲	11番	久保田正一
12番	甲地俊隆	13番	甲地武彦
14番	藤井久	15番	沼尾幸一

5. 欠席農業委員(1名)

7番 鶴ヶ崎 勝也

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

旭町	蛭名香織	漆玉	岡山伴樹
表町	山田昭二	土橋	土井文隆

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

小川原 市川裕美

8. 会議に付した案件

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 報告第 6号 | 農地の転用事実に関する照会について |
| 報告第 7号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告第 8号 | 和解仲介の結果について |
| 議案第 6号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第 7号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第 8号 | 東北町農用地利用集積計画の決定について |

9. 議事録署名委員

4番 浅井 弘志 5番 蛭沢 清子

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹内 恒幸 事務局主事 鳥谷部 彩花

11. 書記

事務局副参事 乙供 信博

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。
「こんにちは」着席願います。
只今から、4月30日に招集通知しました第2回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、14名で定足数に達しておりますので総会は、成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。
本日、7番 鶴ヶ崎 勝也 委員、より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出が、ありましたのでご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局長 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、4番 浅井弘志 委員、5番 蛭沢清子
委員を指名いたします。
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しま
した。

議長 日程第3 報告第6号 農地の転用事実に関する照会について議
題とします。
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第6号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するも
のです。

なお、現地確認は、5月2日、農業委員1名浅井弘志 委員及び
農地利用最適化推進委員1名山田昭二 推進委員と事務局職員2
名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認し
ています。

2ページをお開きください。

受付番号2から4番の3件について説明いたします。

(受付番号2から4番、3件、朗読説明省略)

以上、3件です。

議長 只今、事務局より報告第6号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案のとおり報告済みといたし
ます。

議 長 日程第4 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定により届出書の受理について議題とします。
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 3ページをお開きください。
報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。
4ページをお開きください。
受付番号10から14番の5件について説明いたします。
(受付番号10から14番、5件、朗読説明省略)
以上、5件です。

議 長 只今、事務局より報告第7号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

13番 4ページの11番ですが、水喰向の面積が6.99平方メートル
甲地武彦 と1.38平方メートルで地目が畑となっていますが、畑として使
委員 えないと思います。
以前に相談された経緯が、ありますので今後このような小さな面積は、どのような指導をしたらよろしいか、ご検討願います。

事務局 こちらに関しては、地図で確認したところ、道路境界であり税情報上の現況地目が雑種地となっております。
実際のところ、道路境界等の雑種地のようなところは、登記の地目変更を行えば良いのですが、そこまで至っていないのが、現状です。
今後、そういったところは、現況非農地として取り扱っていいのか税務課と検討していきたいところです。

会 長 これからの検討課題でお願いします

13番 はい、よろしく願います。
甲地武彦
委員

議 長 その他、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第7号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第8号 和解仲介の結果について議題とします。事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 6ページをお開きください。
報告第8号 和解仲介の結果について、別紙のとおり和解仲介の結果について報告するものです。
7ページをお開きください。
仲介第1～2号の2件について説明いたします。
(仲介第1～2号、2件、朗読説明省略)
以上、2件であります。

議長 只今、事務局より報告第8号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

15番 6ページからの和解仲介についてですが、場所は、どこになるのですか。
沼尾幸一 委員 画像等を出せないのですか。

事務局長 先月の総会で、図面とか掲載していたのですが。

15番 これは、前に仲介した場所の近くでしょうか。
沼尾幸一 委員

事務局長 前回とは、違う場所になります。

議長 その他、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、報告第8号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。

議 長 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 9ページをお開きください。
議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり(1)所有権移転5件の許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。
10ページをお開き下さい。
受付番号6から10番の5件について説明いたします。
(受付番号6から10番、5件、議案朗読説明省略)
以上、所有権移転5件です。

議 長 只今、事務局より議案第6号の朗読及び説明がありました。
ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、議案第6号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第7 議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 12ページをお開きください。
議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので(1)所有権移転2件について現地調査が行われております。

事務局長 13ページをお開きください。
受付番号2から3番の2件について説明いたします。
(受付番号2から3番、2件、議案朗読説明省略)
以上、所有権移転2件であります。

議 長 只今、事務局より議案第7号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので、浅井 弘志委員より

議 長 現地調査の報告をお願いします。

4 番 議案第 7 号の現地調査の報告をいたします。
浅井弘志 (別紙、説明朗読省略)
委員 以上、報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。
只今、浅井 弘志 委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしと認め、議案第 7 号は、原案のとおり許可することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 8 議案第 8 号 東北町農用地利用集積計画の決定について議題とします。

7 番、鶴ヶ崎勝也委員には、東北町農業委員会規則第 17 条議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

(7 番、鶴ヶ崎 勝也 委員 退席)

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 21 ページをお開きください。

議案第 8 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

22 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

23 ページをお開きください。

これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。

最初に、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書の賃貸借 7 件の受付番号 1 から 7 番、使用貸借 8 件の受付番号 23 から 30 番について説明いたします。

(賃貸借権、受付番号 1 から 7 番、使用貸借権、受付番号 23 から 30 番、議案朗読説明省略)

事務局長 以上、賃貸借7件、使用貸借8件です。

議長 只今、事務局より議案第8号の朗読及び説明がありました。
本案について、ご質疑ありませんか。

10番 25ページの7番の山端さんは、農地を所有していなくても三反
蛭名勲委員 歩借入できるのか。

所有者の農地が5反歩以上なければ、貸し借りできないと思いましたが。

所有権の移転でないから、これは良いという事ですか。

新規就農なのか。ほかの方でも借入していますか。

会長 蛭名委員、今の質問で農地所有が無いのに借りるのは、如何なものかという事ですが、出し手、受け手も十和田市の方で今回の資料に経営面積が出て来ておりませんので後で事務局が十和田市農業委員会に確認を取り報告するという事でよろしいですか。

10番 はい。
蛭名勲委員 新規就農なのか、その確認もお願いします。

事務局長 すみません。
次回、十和田市農業委員会から確認して担当から報告させます。

議長 その他、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定しました。

7番、鶴ヶ崎勝也委員の入場をお願いします。

(7番、鶴ヶ崎勝也 委員の入場、着席)

議長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第2回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 閉会 午後2時38分 ———